

令和4年1月18日

保護者の皆様へ

青梅市子ども家庭部子育て推進課長

加藤 博之

新型コロナウイルス感染症急拡大に伴う家庭保育の協力について（依頼）

日ごろより、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策に御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、年明け以降、国内では感染力が非常に高いと言われている「オミクロン株」が急速に拡大しており、東京都の陽性者数は、1月14日から3日間連続で4,000人を超える数となっております。

これを受けて、政府では明日にも東京都を含む1都12県に「まん延防止等重点措置」の適用を決定する見込みです。

また、市内においても陽性者数は急増しており、市内保育施設の複数個所で陽性者発生の報告を受けております。

こうした状況の中、市では感染拡大防止対策として、下記のとおり依頼させていただきます。

記

1 可能な範囲での家庭保育について

東京都の新型コロナウイルス陽性者数が急激に増加していることから、以下のことについて御協力をお願いいたします。

(1) 家庭保育について

御家庭での保育が可能な日は、登園をお控えいただき、御家庭で保育をしていただきますよう御協力をお願いいたします。

(2) 延長保育について

御利用をお控えいただき、早めのお迎えに御協力いただきますようお願いいたします。

※オミクロン株は非常に感染力が強いため、園内で陽性者が発生すると、クラスターに発展する可能性が高くなります。クラスターが発生した場合は、急遽、休園となってしまいますので、お一人お一人の御協力をお願いいたします。

2 登園の際の注意事項について

保育所への登園に当たり、以下のことをお守りいただきますよう改めてお願いいたします。

《お守りいただきたいこと》

- (1) お子様の体調が少しでも良くない（普段と違う）日および御家族に体調不良者（高熱、倦怠感等）がいる場合は、保育所をお休みし医療機関に相談（受診）してください。

なお、お子様が、常時平熱が高い場合や、おなかが緩い（下痢症）等のコロナが疑われる症状を持病として抱えている場合は、あらかじめ保育園にお申し出ください。その際、診断書に類する書類の提出を求める場合があります。

- (2) お子様が風邪等で保育所をお休みした場合は、原則、体調が回復してから24時間以上経過した後に登園させてください。

なお、医師の指示（診断）がある場合はそちらを優先して構いませんが、その際は、診断書に類する書類の提出を求める場合があります。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は医師等の指示に従ってください。

- 【重要】新型コロナウイルスに感染（陽性）した場合、発熱や倦怠感、咳などの症状が出始めた日の原則2日前まで遡って濃厚接触者の特定を保健所が行うこととなっています。**

なお、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、陰性であっても10日程度の健康観察が求められます。

3 感染拡大防止対策について

皆様には、日頃から感染拡大防止対策を徹底いただいているところですが、御家庭や保育所等に新型コロナウイルスを持ち込まないために、また、大切な御家族を新型コロナウイルス感染症から守るために、引き続き感染予防に御協力いただくようお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

症状があり、かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に御相談ください。

※かかりつけ医がない場合、かかりつけ医が休診の場合は、
東京都発熱相談センター（電話番号）03-5320-4592

5 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

なお、登園をお控えいただいた場合でも、0～2歳児クラスの保育料の日割り還付は行いませんが、皆様の大切なお子様をお預かりする保育の場所を守るため、重ねて御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上

<問合せ先>

青梅市子ども家庭部子育て推進課施設給付係、保育・幼稚園係

電話番号 22-1111（内線）2145、2146、2147